

土 木 環 境 委 員 会 記 録
＜第3号＞

平成24年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成24年7月11日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成24年7月11日 水曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後2時47分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第14号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 2 乙第15号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 3 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 4 乙第18号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 乙第19号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 6 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 7 乙第21号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第25号議案 県道の路線の廃止について
- 9 陳情平成24年第94号、第97号、第109号、第125号、第127号

出 席 委 員

委 員 長 中 川 京 貴 君
副 委 員 長 仲 宗 根 悟 君
委 員 具 志 堅 透 君
委 員 桑 江 朝 千 夫 君
委 員 浦 崎 唯 昭 君

委	員	新	里	米	吉	君
委	員	新	垣	清	涼	君
委	員	奥	平	一	夫	君
委	員	前	田	政	明	君
委	員	嘉	陽	宗	儀	君
委	員	金	城		勉	君
委	員	新	垣	安	弘	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土	木	建	築	部	長	当	間	清	勝	君
技	術	管	理	課	長	池	原	盛	美	君
道	路	街	路	課	長	末	吉	幸	満	君
道	路	管	理	課	長	東		樹	開	君
港		湾		課	長	普	天	間	信	栄
建	築	指	導	課	長	宮	城		理	君
南	部	土	木	事	務	所	長	儀	間	真
									明	君

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第14号議案、乙第15号議案、乙第17号議案から乙第21号議案まで、乙第25号議案の8件及び陳情第94号外4件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めております。

休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長の自己紹介があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第14号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 お手元の冊子、平成24年度第3回沖縄県議会（定例会）議案により、御説明申し上げます。

30ページをお開きください。

乙第14号議案沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、県民広場地下駐車場利用者のさらなる利便性向上を図るため、これまで利用時間ごとに加算されていた利用料金基準額に上限を設けるため、改正を行うものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○東樹開道路管理課長 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例です。

改正の経緯及び必要性を御説明申し上げます。

県民広場地下駐車場は、行政及び商業の中心地である県庁周辺地区の駐車場不足や交通混雑の緩和を図るとともに、地域活性化に資することを目的に平成10年度から供用開始しております。

今回、県民広場地下駐車場の利用者のさらなる利便性向上を図るため、入出場時間—これは利用時間ですが、現行は午前8時から午後10時までですけれども、それを規則改正しまして、午前6時から午後12時までに改める予定であります。今回の条例改正案につきましては、時間内駐車の利用料金についても利用者へのさらなる利便性向上を図るため、これまで利用時間ごとに加算されていた利用料金基準額に上限、これは4時間までの金額を上限として設けるため、沖縄県自動車駐車場管理条例の一部の改正を行うものであります。

改正案の概要としましては、二輪車及び四輪車の時間内駐車における利用料金の基準額に上限を設けるとともに、所要の改正を行う予定であります。改正前は4輪車が1時間300円、30分ごとに150円を加算されております。二輪車は1時間100円、30分ごとに50円を加算されておりました。これを今回の改正後は、四輪車が1時間300円、30分ごとに150円を加算しますが、利用料金が1200円、4時間までの料金に達すればそれ以降は加算されず、一定額になるという

改正であります。二輪車に關しましては1時間100円、30分ごとに50円を加算しまして、利用料金が400円、4時間までの料金に達すればそれ以降は加算されず、一定額となるような形で条例改正したいと考えております。

○当間清勝土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に申し上げます。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 現在の県民広場地下駐車場の利用状況はどうなっていますか。

○東樹開道路管理課長 供用開始後の利用状況ですが、ピーク時で平成13年度の日平均駐車台数が652台です。現在は利用者数、収入ともに年々落ち込んでいる状態であります。

○嘉陽宗儀委員 落ち込んでいると言うけれども、数字はどうなっているのかを聞いているのです。少なくとも現在までどうなっているかを教えてください。

○東樹開道路管理課長 台数で言いますと、平成20年度が18万3702台、平成21年度が17万4924台、平成22年度が15万7858台、平成23年度が16万3350台で、ピーク時の平成13年度からだんだん減っている状態になっております。

○嘉陽宗儀委員 年度ごとの収入内訳はどうなっていますか。

○東樹開道路管理課長 料金収入ですが、平成20年度が1億373万3735円、平成21年度が1億224万330円、平成22年度が8961万3130円、平成23年度が9265万9936円になっております。

○嘉陽宗儀委員 この落ち込みの原因は分析していますか。

○東樹開道路管理課長 要因としましては、郊外型大型店のオープンに伴う県民広場地下駐車場周辺のデパート、商店街の利用客の減少や、平成15年度の都市モノレール開業等、公共交通機関の充実によるものと思われま

○嘉陽宗儀委員 それについての対策がとれるわけではないので、これ以上は聞きませんが、今回の改正によって、収支の見通し推計について幾らの変化がありますか。

○東樹開道路管理課長 今回の改正で5%程度の増を見積もりまして、額にして年間400万円程度の収入増を見込んでおります。

○嘉陽宗儀委員 400万円の収入増になるという推計の根拠は、利用台数がふえるからなのですか。理由は何ですか。

○東樹開道路管理課長 そのとおりであります。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、先ほど私がなぜ利用者が落ち込んでいるかと聞いたら、大型店舗ができた、都市モノレールの開業と、これはなかなか皆さんでは改善しにくいなという話でした。それがどうして改善できるという見通しなのですか。

○東樹開道路管理課長 まず、今は条例改正と規則改正を行っていないので、利用時間が4時間短い。今は午前8時から午後10時までですので、それが延びるということで利用客がふえる。それと、今までは4時間以上とめると、それ以降の時間も加算されていましたが、先ほど言った上限額を設けることで、利用者には使いやすくなるため、その分ふえていく可能性があるという見込みであります。

○嘉陽宗儀委員 県民への周知は、どのような方法で考えていますか。

○東樹開道路管理課長 まずは、ホームページ及びインターネットとかを使いまして、そういう形で周知していきたいと思っております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 次に、32ページをお開きください。

乙第15号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、西原マリパークに新たに施設を追加することに伴い、西原・与那原マリパークに名称を改めること、また、港湾法の一部改正に伴い、条例に規定する港湾区域の定義について規定の整理を行う必要があるため、条例の一部改正するものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○普天間信栄港湾課長 乙第15号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

委員の皆様にお配りしております資料に基づいて、御説明いたします。

1 ページでございますが、改正の経緯及び必要性、2点でございます。来年度、平成25年4月から供用開始を予定しております与那原船だまり及びシンボル緑地並びに隣接するあがりティード公園を、平成19年4月1日から供用しております西原マリパークに追加することに伴う条例の改正でございます。

これにつきましては詳細な資料が添付されておりました、9ページをごらんいただきたいと思います。

現在の西原マリパークでございますが、真ん中の青色で囲っている部分でございます。これが平成19年4月から供用開始しておりました、指定管理者によって管理してございます。面積にしまして12.3ヘクタールでございます。この部分に平成25年4月から、右側にあります与那原船だまりとシンボル緑地、また、左側のあがりティード公園の3つの施設を合わせて9ヘクタールの部分を追加しまして、トータルで21.3ヘクタールの管理区域を広げるという予定になっております。

改正の経緯、必要性の2番目でございますが、地域の自主性及び自立性を高

めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法に関連しまして、港湾法の一部が改正されます。港湾区域に係る国土交通大臣の認可について、同意を要する協議または届け出とされたことから、条例に規定する港湾区域の定義について、規定の整理を行う必要があるということになっております。これについては、概要の中で詳しく説明していきたいと思っております。

改正の概要でございますけれども、4点ほど書いておりますが、これにつきましては2ページ以降、港湾管理条例の新旧対照表で説明していきたいと思っております。

現行の第3節に西原マリンパークという表示がございますが、これが西原・与那原マリンパークに名称を変えます。

第2条でございますけれども、まず第1号の港湾区域、現行は港湾法第4条第4項の規定によって認可のあったという表現でございますが、改正案では港湾法の第4条第4項または第8項の規定による同意または届け出のあった区域という改正をします。

この条文だけでは少しわかりにくいので、8ページをごらんください。

港湾法改正に伴う港湾区域の定義の変更について整理してございますが、改正前は国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、また都道府県が管理する地方港湾、すべて国土交通大臣への認可申請で、認可を受けて港湾区域の区域指定変更等がありました。

改正後は国際戦略港湾や重要港湾、また都道府県が管理する中で避難港—沖縄県でいえば安護の浦港、船浮港。重要港湾としましては金武湾港、中城湾港、那覇港、平良港など。そういったものは協議をして、同意を得ると。従来の県が管理する地方港湾については、事後の届け出で済むという改正になったことによる条例の改正でございます。

第2条第4号でございますが、宜野湾港マリーナにつきましては、宜野湾港の港湾施設のうち、スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートの利便に供する施設及び港湾環境整備施設というようになっておりましたが、これに今回、その他の船舶を加えてございます。これは、最近問題になっております水上バイク、そういったものにも対象に広げて、管理していくという趣旨でございます。

あと、西原マリンパークにつきましては、今回の3つの施設の追加に伴って、スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット及びモーターボートその他の船舶の利便に供する施設という部分が加わっております。

以下、西原マリンパークから西原・与那原マリンパークへの名称変更に伴っ

て、条例の修正がございます。

もう一点だけ、4ページにございます第25条、利用期間及び利用時間。従来は駐車場、シャワー、多目的広場、軽スポーツ広場、照明施設の5つの施設でございましたけれども、左側でございますが、陸置場、係留施設、パークゴルフ場の3つの施設が今回新たに加わりました。

○当間清勝土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に申し上げます。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案から乙第21号議案までの5件、工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

なお、ただいまの議案5件については、内容が関連することから説明及び質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案5件について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 次に、36ページをお開きください。

乙第17号議案から乙第21号議案につきましては関連いたしますので、一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、平成23年第8回沖縄県議会乙第10号議案から乙第14号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○末吉幸満道路街路課長 お手元に配付させていただいております乙第17号議

案から乙第21号議案、工事請負契約についての議決内容の一部変更に関する説明資料で説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

上の図は、伊良部大橋の完成予想図となっております。

下の図は、伊良部大橋を含めた平良下地島空港線改良事業の概要図となっております。

今回変更対象の工事箇所は、黄色い囲みの中央径間部の工事箇所となっております。

2 ページをごらんください。

伊良部大橋の現在の状況となっております。

中央径間のうち、側径間の2つの主げたの架設が終了し、中央の主げたの架設を待っている状況でございます。

3 ページをごらんください。

左上の囲みは平良下地島空港線の全体の事業概要、中段の図は海中道路を含めました海上部の工事進捗状況と、下段は今回、改定契約を予定している3件の上部工と2件の下部工の現契約額と変更契約額、及び変更増減額となっております。中段の工事進捗状況の図の中で、青塗りつぶしの外枠を赤線で囲んでいる箇所が、改定契約を予定している5件の工事箇所となっております。

今回の5件の議案は、平成23年第8回定例会で議決され、同年12月16日に改定契約しました伊良部大橋橋梁整備工事第5期工事、主航路部上部工その1、その2及びその3、下部工P33、下部工P34の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するものであります。

4 ページをごらんください。

上部工の変更理由について説明いたします。

3件の工事に共通する工事として、検査路を追加施工することにいたしました。主航路部のけたにつきましては、県外の3工場において製作・組み立てを行っております。この主航路部のけた内部には、箱けたの強度を確保するため、高さが0.7メートル、1.0メートル、1.2メートル、1.4メートル、1.9メートルの横リブが2.4メートル間隔で設置されており、けた内部の点検時には、この横リブを越えて移動しなければなりません。当初は、横リブの高さが1.9メートルの箇所のみ検査路を設置することにしておりましたが、けた内部の点検時の移動の安全性を確保するため、横リブの高さが1メートル以上の箇所に検査路を追加設置するものであります。下のほうに、青のものが当初計画した検査路の位置、赤が今回追加する検査路の位置となっております。

5 ページをお開きください。

次に、主航路部上部工その1、その3において、支承の構造変更を行うことにしました。その理由でございますが、中央径間にかかる主げたの支承は、図1に示しますように、支承の下に設置されているアンカーボルトを橋梁下部工のアンカー孔に挿入して、固定する構造になっております。

しかしながら、主げた架設時におけるアンカーボルトの変位量を照査した結果、現設計のアンカー孔では水平変位量を吸収できず、支承が破損するおそれがあることが判明しました。

このため、図2に示すように、支承のベースプレートをスライドできる構造に変更するものであります。

6ページをごらんください。

主航路部上部工その2において、セッティングビーム設置のための主げたを陸揚げしました。この主航路部の3つの主げた架設に際しまして、中央径間のけたには、左下の図でございますが、架設ステップ図に示すように、先行架設した側径間部にけたをかけるための部材、セッティングビームを設置する必要があります。

このセッティングビームは、主げたを搬入した台船を岸壁に係留して、設置する予定でございましたが、この工事の架設前に架設けたの移設作業を行ったことやクルーズ船の入港により、その2工事の架設時期が延びることになったことから、台風シーズンに向けての架設工事の工期短縮及び作業の安全性を確保するため、岸壁背後の施設用地にこの主げたを陸揚げして、セッティングビームを設置したものであります。

以上が、主航路部上部工の変更理由でございます。

これらの設計変更による増額は、3ページに戻っていただきまして、主航路部上部工その1の増額が4200万円、主航路部上部工その2が9177万円、主航路部上部工その3が3549万円となっております。

7ページをごらんください。

下部工の変更理由について説明いたします。

これは鋼管矢板撤去の減となります。下部工は、仮設の鋼管矢板締切の撤去を含めまして、7月末までに工事を完了させる予定でございました。このため、鋼管矢板締切の撤去工事は3月ごろから着手しましたが、締め切り内に設置されています腹起し及び火打ちの撤去、左下の赤で囲っている図でございますが、火打ち、腹起しの撤去に時間を要しております。一方、8月からは本橋梁の取りつけ道路等で、農水管布設に必要なボックス設置等の占用工事が実施されることになっておりまして、その間、鋼管矢板の撤去に必要なクローラクレーンの搬入が不可能となります。このため、撤去工事を中止せざるを得ない状況に

なっております。そこで、本工事下部工工事で鋼管矢板撤去工事の数量を減額し、工事を完了させたいと考えております。これに伴う減額が、3ページに戻っていただきまして、下部工P33の減額が693万円、下部工P34の減額が903万円となっております。

○当間清勝土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 そもそも、今回の変更を組まなければいけないようになった事態というのは、どういう理由ですか。

○末吉幸満道路街路課長 今回の変更契約でございますが、変更契約は、我々が当初想定していなかった状況が出てきたということで、今回やっている工事の中でやったほうが、効率的あるいは時間的な確保ができるということでございます。

○嘉陽宗儀委員 想定していなかったと言いますけれども、具体的にはどういうことを想定しなくて、このようなことになっているのか説明してください。

○末吉幸満道路街路課長 まず、上部工その1、その2、その3で検査路の追加がございます。検査路は、先ほど申し上げたように、横リブの間隔2.4メートル、高さが1メートルから1.9メートルございます。当初の我々の計画でしたら、このステップを上がって行って、上りおりするようなことを考えたのですが、それが工場を組み立てをやって、内部検査をしたときにどうしても移動に時間がかかってしまうのです。そういうことと、これから内部点検という作業が出てきます。そういう作業のことを考慮して考えた場合には、我々の設計

に配慮が足りなかったというのが1点ございます。それで、検査路を改めて追加しましょうということがございます。工事を発注したときに思慮が足りなかったというのは御指摘どおりだと思います。

それから、上部工その1とその3で、支承を守るためにスライドできるような構造にしたのですが、これも設計のときにそこまで配慮が足りなかったのは反省してございます。

それから、上部工その2で陸上部に仮置きせざるを得なくなったことですが、これはもともと岸壁でやる予定でした。台船の上で作業する予定だったのですが、当然、この台船を接岸できる岸壁の箇所が限定されてございます。その限定されている箇所で一工事のために占用許可を得ているのですが、クルーズ船とか、観光のための大きな船が来ると移動しなくてははいけないのです。船を出たり入ったりしないといけないということがわかったのは発注した後ということで、状況の変化が出たということがございます。

○嘉陽宗儀委員 私がこの委員会に所属してから、今までこのような変更はたくさんやってきています。今回で何回目ですか。

○末吉幸満道路街路課長 上部工その1とその3が、今回で3回目の変更をお願いすることになります。上部工その2が2回目になります。下部工は今回、3回目の変更になりますが、そのうちの1回は工期の変更でございますので、議会には上程してございませんで、下部工P33、P34がそれぞれ3回目の改定契約となります。

○嘉陽宗儀委員 この橋梁は、スケールからいっても非常に大きいので設計上難しいと思うのですけれども、この設計はだれがやったのですか。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から、余りにも想定外が多すぎるので、土木建設工事でもっとも難しい工事である橋梁やトンネルは、事前調査、条件調査を全部十分に調査した上で設計すべきであるとの観点から、設計者の名前を聞きたいとの説明があった。これに対し、執行部から、変更の理由には全国ベースで設計基準の改訂があったことも含まれており、県として基準改訂があれば、それを配慮して見直し、必要に応じて設計変更を行わなければならないとの説明があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 基準は、より安全性を高めるために変えるわけだから、少なくとも設計の基本として、いかなる事態にも耐えられるようなものをつくり上げないといけないわけでしょう、私の考えでは。国の基準が変わったから、これは耐えられませんという言いわけでは、あと何回も議会に一部変更の議決をしなければいけないものが出てくる可能性があるのです。そういう意味では、もう少し改めて設計図面を精査して、どこにどのような強度な材料が使われているのか、どういう気象条件のもとでどれだけ耐えられるようになっているのかということについては、皆さんはもう一回精査し直さないと、毎年これは変更が出てくると思いますが、どうですか。

○末吉幸満道路街路課長 先ほどの設計基準の変更は、当然、全国ベースで決められたもので変更が出てきます。この設計基準に基づいて、我々は構造計算をやり直しまして、風土実験等もやりまして、これで大丈夫だと、これで100年耐えられるという構造で設計してございます。

ただ、今回の変更はその構造関係、設計基準と関係なく、例えば気象条件の変更によるものだとか、そういう我々が想定していない気象条件が出てきたりします。そういうもので変更が出てきたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 設計するときが一番基本的な問題については、沖縄は台風の常襲地域だから、最大風速でどのぐらいにまで耐えられるようにするのかという問題点や、耐震構造の問題があるでしょう。こういったものを抜きにして設計をしたら……（「それはないです」と呼ぶ者あり）ちゃんと正式に答弁してください。

○末吉幸満道路街路課長 当然、気象、海流あるいはそういう台風等の状況で最大風速がどれぐらいになるかということは、設計に反映させていただいています。

○嘉陽宗儀委員 それでは台風が幾らで、地震の場合は幾ら耐えられるようになっていますか。

○末吉幸満道路街路課長 大事な数字ですので、確認させてください。私が持

っているのはうろ覚えでの数値ですので、当然、風速が幾らまで耐えられるかなどちゃんとありますので、調べさせてください。

風に対する対応ですが、風速82.2メートルの想定です。それから地震に対しては、阪神淡路大震災レベルの地震が来ても大丈夫な耐震仕様となっております。

なお、先ほどの設計コンサルタントですが、設計者は大日本コンサルタント株式会社と株式会社中央建設コンサルタントのJVとなっております。

○嘉陽宗儀委員 それで十分かどうかというのは気象条件だから、皆さんの責任ではないのでこれ以上は言いませんけれども、ただ、上部工の変更の中身を見たら、リブの高さがいろいろ書いているけれども、これは膨張したりいろいろあって、収縮とかその差でこの長さを決めているのですか、計算は。材料は何を使っているのですか。

○末吉幸満道路街路課長 横リブそのものは鋼鉄です。

○嘉陽宗儀委員 鋼鉄でつくる場合でも、例えば鉄道ならわかりやすいけれども、あれは線路が膨張するから、破損しないように継ぎ目をきちっとするとかあります。こういう大物構造の場合には、当然これは膨張率が出てきます。そのためにリブをつくると思うのだけれども、これは、材料についてもその膨張率を計算して設計されているのですか。

○末吉幸満道路街路課長 温度の、いわゆる応力は考慮されております。

○嘉陽宗儀委員 膨張率は幾らですか。

○末吉幸満道路街路課長 そういう細かい数値まで持ち合わせてございません。

○嘉陽宗儀委員 設計の基本ですよ。今後の問題もあるけれども、やはりこういう橋梁の建設事業で、特に上部工の設計は、複雑な必要条件の中で一番難しい。トンネルもそうです。後で識名トンネルの問題はやりますけれども、これについては皆さんの英知を最大限結集して当たらないと。これは今からでも調査をして、例えば材料がどれだけ膨張するのか、横ぶれが幾ら出てくるのか。いろいろな条件があるのだから、少なくとも皆さんは十分点検をして、同じ議

案が何度も出ないような努力はしてもらえませんか。

○末吉幸満道路街路課長 嘉陽委員がおっしゃる御指摘のとおりでございます。私どもとしてもこの橋梁は非常に重要な構造物と理解しておりまして、学識経験者等、あらゆる橋梁の専門者を加えまして、地元の大学の先生方にも加わっていただきました100年耐久性委員会をつくりまして、その方々の提言を受けながら、そして今の設計が大丈夫なのか、あるいは何かやったほうがよいのではないかということをしながらかつていてるものですから、変更がたまたま随時というか、その提言に応じて変更していることもありますので、それは御理解いただきたいと思ひます。

○嘉陽宗儀委員 それは理解するとして、今の調子でいくと、この橋はいつ完成する予定ですか。

○末吉幸満道路街路課長 これまでは平成25年度目途ということで御説明差し上げていたのですが、今回、この工事に関係しまして、最後の上部工その2の主げたの架設ができてございませぬ。その架設するフローティングクレーン船一F C 船が兵庫県に避難してございませぬ。これが沖縄に戻ってこない限り、この中央径間は載りませぬ。それを今、業者といつごろ戻ってこれるかという調整をしてございませぬ。それによつては、工期が幾ばくか延びる可能性が出てきます。その工期をできる限り短縮するようなことを一生懸命勉強しているところでございませぬ。

○嘉陽宗儀委員 だから、いつごろまでには仕上がるのですか。

○末吉幸満道路街路課長 申しわけございませぬ。今、その工程を詰めているところでございませぬ。答弁は控えさせていただきます。当然、奥平委員を初め、地元の議員がいらつしゃると思ひますが……。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませぬか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 設計変更をしなければならぬと思つた時期はいつごろですか。

○末吉幸満道路街路課長 今回の上部工に関しましては2月、3月ごろでございます。下部工に関しましては、私どもは、3月時点で工期変更したときには大丈夫だろうと理解していました。ただ、業者から作業状況のスピード等、当然現場監督等からの情報では難しいということで、6月定例会に議案提出する前に、下部工も少し減額したいという連絡をいただきました。

○奥平一夫委員 なぜそれを聞いたかと言いますと、恐らく2カ月前でしょうか、5月ごろ、沖縄県議会議員選挙前だったのですけれども一あの大型クレーンは何というのでしょうか。

○末吉幸満道路街路課長 フローティングクレーン船、起重機船と呼んでおります。

○奥平一夫委員 このクレーン船が来て、かなり宮古島では大評判になりました。県からも見学に来るよという呼びかけなども随分あって、市民も感心を持って、クレーン船の作業を見ていたのです。その時期、いわゆる設計変更をしなければならないと気がついたのは2月か3月なのに、このクレーン船が5月に来たということとの因果関係は何かないですか。

○末吉幸満道路街路課長 このクレーン船と設計変更は直接関係してございません。フローティングクレーン船と、主げたを県外でつくらせていただいていたのですが、それが宮古島に来る時期とフローティングクレーン船が来る時期は同じ時期でございますので、今回の変更がこの時期、フローティングクレーン船が来る時期とは直接は関係してございません。

○奥平一夫委員 特に上部工を取りつける、載つける作業をしなければならなかったけれども、それができなかった理由は何ですか。せっかくこれだけのクレーン船を呼ぶわけですから。手間暇もかかっただろうし。

○末吉幸満道路街路課長 けたを架設するときは、フローティングクレーン船を固定しないとイケません。固定する条件としましては、潮流の影響を受けますので、潮の流れが遅い小潮の時期です。小潮は、月にせいぜい連続5日間で2週間おきに來るのです。まず、その時期に架設の時期を設定します。ただ、そのときに架設しようとするのですが、例えば波浪が高い、風が強いということになった場合には、その架設の精密度が要求されるものですから、それで起

重機船が動いたりするのです。そのために我々は、小潮だけれども波が高い、あるいは風が強いということで入れなかったことがたくさんありまして、今回の状況になっております。

○奥平一夫委員 このクレーン船が、その作業ができなかった主な理由はどういうことですか。もう一度お願いします。

○末吉幸満道路街路課長 波浪の影響と風の影響です。

○奥平一夫委員 私が現場の方々から聞いている話では、これは別に少々待つてでもできた仕事ではないのかと聞いているのですけれども、それはいろいろ見解が違うからいいのです。例えば、いわゆる上部工を取りつける際に、一体どれぐらいの人間がそこに集結していたのでしょうか。

○末吉幸満道路街路課長 具体的な作業員の人数は把握してございません。

○奥平一夫委員 つまり、主航路部上部工を取りつける作業については、何日間か何カ月間かわかりませんが、その工期の中で多くの事業者が集結して、いろいろやるわけです。これはクレーン船だけが取りつけるわけではなくて、いろいろな企業の方がさまざまな仕事をしながら、それを支援していくという作業が続くわけです。ところが、現場の方々の話を聞いたら、とにかく一方的に県の担当者が、これはもう無理だということで取りつけができなくなったということがあったと聞いているのですが、そういうことはいかがですか。

○末吉幸満道路街路課長 私どもから、きょうは無理だという発言、指導はなかったと思います。ただ、先ほど架設作業の条件として、波浪とか風の条件を言いましたが、海上の架設工事における一般的な作業中止条件の目安というものがございまして、架設時の風速が8メートル、波の高さが0.5メートルのときには作業を中止しなさいとうたわれております。伊良部大橋の場合にはそれより少し緩やかに設定させていただきまして、風速が10メートル以上、波の高さが1メートルで作業を中止するという条件で、海上保安庁から工事の許可をいただいております。当然、我々としても強引に工事をさせたい気持ちはあるのです。ただし、船会社、下請、元請業者が、きょうは危ないですと言っている中で強引に仕事をさせて、何か事故が起こったときにどこが責任を持つかという、我々なのです。ですから、我々はそういうリスクは負い切れませんの

で、我々からきょうはやめたほうがいいという指導は、一切やっていないと思います。

○奥平一夫委員 現場から上がってくる声と少し違うので、それは引き続き調査してみたいと思います。

正直、本当は設計変更をしてからでないと、主航路部上部工を載せることはできなかったのではないですか。いわゆる設計変更をしなくても、皆さんが言うように海上が穏やかであったら、工事は続行していたと考えてよいのですか。

○末吉幸満道路街路課長 今回の設計変更の内容と架設工事の工程は合致しません。つながってごさいません。検査路の追加設置は、架設した後にやるつもりです。支承の変更も架設しながらやることですので、架設のときにそれが必要になる一支障を来す、問題になるということで変更していますので、架設の時期と今回の変更とはリンクいたしません。

○奥平一夫委員 わかりました。調査してみたいと思います。

先ほど、嘉陽委員が完成する時期はいつごろなのかというお話をしていましたが、実はことしの初めでしたか、去年でしたか。池間淳議員が相当かみついて、何を言っているのだと。そういう時期が先延ばしされたということで、そういう意見もありました。やはり、住民にとっては非常に待ちわびている完成なのです。そういう意味では、もちろん安全に完成してほしいと思うのですが、本当は、明確なその時期を皆さん聞きたがっているはずなのです。それで、時期を明示できないということでは、県として少しおかしい。何が原因で、それが明示できないのでしょうか。

○末吉幸満道路街路課長 当然、工期を短縮するためにいろいろなことをやった場合に、余分に工費がかかります。順調にやったときの工費と比較してです。その工期を短縮するために、例えば今、宮古島市にある架設の製作ヤードを伊良部島側に移動してつくるとか、あるいはけたを海上運搬するとか、いろいろな工法があります。すると当然、工費がかさんでまいります。工期短縮することによって、工事が幾ら増額すると。これをいわゆる補助の対象として認めていただけますか、ということ国と調整せざるを得ないのです。増額が出てきます。これが億単位で出てきますので、この工期を短縮することによって、ある工種を選ぶことによって幾らお金がかかる、ある工種を選ぶと幾らかかる。そのバランスをどうとるかというところで、今悩んでいるところでございます。

○奥平一夫委員 いわゆる工期短縮をして、努力をして、もちろん金額がかさむかもしれませんが、何日ぐらいでできるのか、いつできるのか。普通にやったときにいつになるのかを聞かせてください。

○末吉幸満道路街路課長 最大で半年ぐらいの差が出てくると思っています。

○奥平一夫委員 それで、完成はいつぐらいの見通しですか。

○末吉幸満道路街路課長 半年というのは、今の状況で中央径間がかかってございませぬ。それを例えば11月とか一台風シーズンは、当然船は現場に来たがりませぬので、夏場を避けまして、冬期の11月、12月。でも11月、12月でも波浪が高いものですから、先ほど説明しましたように、1メートルはさらに超えます。このようなところに危険を冒してまで来てくれますかと相談しているのですが、そういうことはできないとなった場合には、ことしと同じように4月、5月をねらい、中央径間部を載せるような格好になります。そのとき、素直にやった工事工程の終期と、例えばいろいろな工法—先ほど言った製作ヤードをどこかへ持っていくということをやったときの最大の差が、半年ということで御理解いただきたいと思います。平成26年3月は少しきついというのが、正直なところでございます。

○奥平一夫委員 それは半年延びると、平成26年9月という話になる可能性もあるということですか。

○末吉幸満道路街路課長 そうでございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案から乙第21号議案までの議案5件に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案県道の路線の廃止について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 次に、44ページをお開きください。

乙第25号議案県道の路線の廃止について、御説明申し上げます。

本議案は、多良間村から要望のある多良間村字塩川から字仲筋までとなっている塩川仲筋線の県道の路線の廃止について、道路法第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、路線の廃止後は、村道として多良間村が管理することとなっております。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○東樹開道路管理課長 議案提出の必要性を御説明申し上げます。

平成23年度離島過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情が、陳情平成23年第73号の4にありました。その項目の一つとして、塩川仲筋線の多良間村道への移管について要望があった次第です。多良間村として、よりきめ細かに道路の維持管理が行えるよう早期の管理移管を要望しており、移管に向け村との協議・調整を進めてきており、既に村議会の議決を経て、村道の路線認定の告示を終えております。村道に移管するため、道路法第10条第1項の規定に基づき、県道233号線の路線を廃止する必要があるとして、このため同法第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により、議決を経る必要があります。

議案の概要としまして、県道233号線塩川仲筋線の路線を廃止し、多良間村道塩川仲筋線として村に移管するものであります。

○当間清勝土木建築部長 詳細は4ページに図面がございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に申し上げます。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 多良間村が県道から村道へ変更してほしいという背景はございますか。

○東樹開道路管理課長 まず、多良間村には一周道路がありまして、半分が村道、半分が県道塩川仲筋線であります。塩川仲筋線につきましては、県道の整備はすべて終わっております。その中で、この一周線をぜひとも村として、村道認定して受け入れたいと。その背景としましては、ぜひとも普通交付税をいただきたいという背景もあるようです。そのようにお聞きしております。

○奥平一夫委員 通常ならば、道路の維持管理は県に任せてというのが市町村としてはあるのですけれども、いわゆる村道になって、普通交付税がどのぐらい—そこまでは皆さん把握はしていらっしゃると思いますが、この維持管理費だけでも、村にとってかなりの金額にはなると思うのです。

ちなみに今、県道としての維持管理費はどれくらいかかっているか、御存じありませんか。

○東樹開道路管理課長 まず、維持管理費については、この塩川仲筋線のみだけを維持管理しているわけではないものですから。例えば、宮古管内全部の県道、県管理道路を維持管理しておりますので、その金額はある程度わかるのですが、塩川仲筋線のみだけをというのは……。

ちなみに、県全体の道路管理予算ですが、平成23年度当初予算で10億2300万円であります。

○奥平一夫委員 それはどれぐらいの距離で、それから、今の多良間村の県道で割れば大体出るのではないですか。

○東樹開道路管理課長 まず、沖縄県が平成23年度で管理しているのが全体で1232キロメートルあります。そのうち、塩川仲筋線は1キロメートルもないです。ですから、それを換算しますと……。

○奥平一夫委員 実は、道路の維持管理がしっかりされていないからそういう不満があつて、村から村道にしたほうがという意見もあるのかなと勘ぐったものですからお聞きしたのですが。終わります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 仕組みを教えてくださいなのですが、今のケースは、多良間

村が引き取りたいというケースですけれども、逆に県道のままでいてほしいと、あってほしいというところも沖縄市にありました。その辺は普通交付税の算定がなされて、村にメリットがあるという説明だったのですけれども、その辺の仕組みを説明してもらえますか。

例えば、沖縄市の場合は県道33号線があります。これを市道に移管しようというのに、地域住民は反対しているわけです。県道のほうが整備が行き届くだろうということで反対の意見があつて、なかなか進まない。このケースと逆のケースなのです。その辺の仕組みを説明してもらえますか。

○東樹開道路管理課長 まず、金城委員から県道33号線の話がありましたので、それも付随して申し上げます。県道33号線の沖縄市に関しましては、路線の旧道のような形になっておりまして、例えば皆さん御存じのように、バイパスをよくつくりますが、バイパスの残った県道、それをそのまま県道にした形が県道33号線であります。私たち道路管理者としては、二重管理してるような状態になっております。ですから、それを解消するために生活用道路になっている部分については、ぜひとも市町村道に移管したいというのが県の考え方です。

それと逆で、先ほどから言うように、先ほどの多良間村に関しては一周線ありますので、ぜひとも一周線で整備も済んでおりますので、自分たちで管理も一そこまでお金もひどくかからないものですから、少し普通交付税のお金が自分たちに少し残るという算定を村がやっていらっしゃると考えております。

そういう形で、旧道、県道33号線の件と今の多良間村の件では考え方が少し違うのですが、道路管理課としては、特にバイパスをつくったときの旧道に関しては、ぜひとも移管の手続きを行いたいという考え方を持っております。

○金城勉委員 単純な話、要するに市町村の負担はふえるけれども、いわゆる村道や市道として引き取った場合には負担はふえる。しかし、多良間村の場合には整備はほとんど終わって、そんなに負担はふえないだろうと。むしろ交付税算定の基準に組み込んだほうがプラスになるであろうということですか。

○東樹開道路管理課長 そのような形で聞いております。

○金城勉委員 例えば、県道33号線の場合には沖縄市の負担がふえる。だから、地域住民としては県道のままでよいという認識なのではないでしょうか。

○東樹開道路管理課長 県道33号線に関しましては、地域住民の方々はそのうい

うことではなくて、市道になると地価が下がるとか、そういう懸念を持っているようです。県道33号線に関しましては、もう生活用道路という形態になっておりますので、市道にぜひともお願いしますという形を考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 確認したいのですが、今あるように半分が村道で、半分が県道だというお話ですが、そもそも半分をどうして県道でつくったのか、半分を村道でつくったのかという疑問がありますが、その辺はどうですか。この辺を教えていただけないでしょうか。

○東樹開道路管理課長 まず、県道にする場合には主要拠点という形になりますので、港湾から空港につながるような道路であったものですから、半分になっております。その後、残り半分を村道でつくったという形であります。

○仲宗根悟委員 県道の整備はいつごろ完成というのでしょうか、整備されておりますか。

○東樹開道路管理課長 県道塩川仲筋線の供用開始が平成4年3月6日です。

○仲宗根悟委員 そうしますと、もう20年は県道だったということですか。

○東樹開道路管理課長 県道の一部が、新多良間空港をつくった段階で移管しておりまして、その分は一平成15年か平成16年になりますので、半分程度が20年ぐらいたっております。

○仲宗根悟委員 大体20年ということになりますと、道路はなかなか壊れにくいと思うのですが、これから補修やら何やらで出てきたときに、村の対応は可能なのでしょうか。譲ってくれと言うわけですから。

○東樹開道路管理課長 そのように聞いております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 少し教えてほしいのですけれども、先ほど奥平委員とのやりとりの中で、道路の管理費用がどのぐらいかかっているのか。それから、村道になった場合、普通交付税としてどのぐらいプラスになるのかということですが、皆さんはこの路線を廃止する議案を提案されているわけだから、村にどのぐらいメリットがあるのか、負担がふえるのかということは出していただきたいのです。この県道を廃止して村に引き継ぐというわけですから、県のメリットは何なのか。村のメリットは何なのかということは出していただきたいのです。今ここで質疑すると、いや県の管理はたくさんあるから、ここの部分だけは出せませんという話では一私を知りたいのは、今回、この部分を廃止することを皆さんは提案されているわけだから、廃止するとき、この維持管理費はどうなるのかということは気になる場所なのです。だから、そこはやはり提案されるときに、その部分は出していただきたいと思うのです。

○東樹開道路管理課長 まず、普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額を基礎として交付される形になっております。その中で、基準財政需要額を算定する基礎数値の一つとして、この道路の面積と延長が入るのです。今回、県道を廃止して村道になりますので、その分延長と面積が算定の基礎数値の一つとして加わると。逆に、ほかのいろいろなファクターがありますので、そのファクターがわかりませんので、幾らかというのは算定できないということです。

○新垣清涼委員 私は算定してほしいということよりも、今、やりとりの中でプラスになるというお答えをされたから、それはどこからかお聞きになっていて、そういう答弁をされているのか。そういう根拠もないのに、ただこうなのではないかという話になっているのかと。

○東樹開道路管理課長 先ほどの答弁の中でも、そのように聞いておりますと言ったのですが、村長からそのような形でお聞きしているということでお話ししたつもりでいます。

○新垣清涼委員 ですから、ただそういう思いであるのか。皆さんは移管するときに、そういう裏づけはとっておく必要があるのではないかと思います。どうですか。

○東樹開道路管理課長 先ほどから言っているように、こういう形で基礎数値

に加わるということで、ふえることは確かだと思っております。ただし、先ほど新垣委員がおっしゃるように、維持管理費はかかりますので、その分の差し引きが一体どうなるのか。その辺はその算定額がわかりませんので、そこは少しわからないということです。

○新垣清涼委員 どれだけふえるかわからないにしても、現在かかっているのは皆さんある程度算出できますよね—できないといけないと思います。完成してから20年もたっているわけだから、その間にどのぐらいかかっているかということは出ているはずなのです。だから、どのぐらいかかりますよということは答えてもらわないと。

○東樹開道路管理課長 いろいろな全体的な話から、あらあらで算定した数字としましては、平成23年度における塩川仲筋線の維持管理費を想定しますと、約174万3000円ぐらいだと考えております。

○新垣清涼委員 だから、そういう数字は、先ほど聞いたときに県全体でこれだけという答弁をされるものだから、そうではなくて、この議案は皆さんが提案されているのだから、この路線に関してのそういう資料は準備していただきたいと要望します。終わります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情第94号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります
請願・陳情に関する説明資料により、順次、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

陳情第94号、伊平屋空港に関する陳情について御説明申し上げます。

伊平屋空港の整備については、平成23年5月に環境影響評価書に対する知事
意見で、埋立回避の意見が出されたことから、現在、陸域内で空港を設置する
ため、滑走路長の縮小など、基本計画の見直しを行っているところであります。

県としては、基本計画の見直しを早期に行い、伊平屋村と伊是名村の了解を
得た上で、環境影響評価の補正を行う考えであります。

なお、新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取りつけや需要喚起策
が重要なことから、伊平屋空港協議会や関係機関と協議し、早期に事業着手で
きるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、2 ページの陳情第97号、中部土木事務所建築主事の職務不適格に関す
る陳情の処理概要について御説明申し上げます。

本陳情は、陳情者が、自己の居住する8階建てマンションの隣接地における
4階建て賃貸アパートの建築により、不利益をこうむったとするもので、当該
賃貸アパートの建築確認処分を行った建築主事の業務に係る陳情であります。

陳情者は、中城村が地区計画区域内の用途の変更を行ったとしていますが、
そのような事実はなく、中城村は中城村地区計画条例に基づき計画地区の区分
の判断を行い、適合通知書を交付したものであります。

敷地面積の緩和に関しても、建築基準法に基づくものではなく、中城村条例
に基づいて、村が主体的に判断したものであります。

したがって、いずれも国土交通大臣の承認、建築審査会の同意及び特定行政
庁の許可を要するものではありません。

中部土木事務所建築主事は、中城村地区計画条例に適合するという同村の判
断を含め、建築基準法関係法令に適合するものと認めて、当該建築確認処分を
行ったものであり、適法かつ妥当な処分であります。

なお、詳細の資料につきましては、個人の建物でありますので、後ほど質疑
の中で、必要に応じて大型のパネルで説明させていただきます。

次に、3 ページの陳情第109号、県道75号線公共用地の取得に伴う損失補償
に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

当該建物及び土地は、道路事業用地外であり、補償の対象ではありません。

補償対象である沖縄市宮里1-2-2と1-2-3の2つの建物は、専門家
による詳細な調査の結果、柱、壁及び基礎等が構造的に一体ではなく、切り離

して解体することが可能であります。

なお、補償対象である2つの建物は、既に取り壊しが完了しております。

この件に関しても、詳細は大型パネルで、質疑の中で説明させていただきます。

4ページの陳情第125号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

住宅リフォーム助成制度については、地域経済への波及効果が高いと認識しております。

同助成制度に係る沖縄振興特別推進交付金の活用については、沖縄の振興に資する事業であって、沖縄の特殊性に起因する事業としての要件についての整理や、また、県内一部市町村で行われている事業との役割分担等の整理が必要であることから、現在、その検討を行っているところであります。

5ページの陳情第127号、識名トンネル虚偽契約問題の真相解明を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

識名トンネル補助金問題については、平成23年11月から平成24年2月にかけて、第三者委員会による調査が行われ、原因の検証及び再発防止策についての取りまとめが行われたところであります。

また、平成24年3月から5月にかけて、行政考査を実施し、行政執行の面から同問題を詳細に検証し、発生原因とその背景、再発防止に向けた対応策を取りまとめ、6月にその結果を公表し、責任の所在を明らかにして、説明責任を果たしたところであります。

今後は、このような問題を二度と発生させないよう、再発防止策に万全を期していく考えであります。

記の事項1については、第三者委員会や行政考査の中で原因を究明し、再発防止策を取りまとめ、行政監理本部において責任の所在を明らかにし、知事や関係職員の減給等を行ったところであります。地方自治法に基づく百条委員会の設置については、議会の議決により設置されるものであり、議会の判断にゆだねたいと考えております。

記の事項2については、請負業者への返還請求については、県の顧問弁護士等に相談し、法的根拠等について、慎重に検討しているところであります。

以上が陳情に対する回答であります。識名トンネル問題につきましては、別紙でお配りしている資料で加えて説明させていただきます。

今回の問題に関して、6月21日に知事三役を含め記者会見し、発表いたしました。主な要因は、補助事業の実施が困難な部分につきましては、県費を活用すべきであったと総括しまして、職員の法令に対する安易な考え方やチェック

体制の不備等が原因であったと深く反省したところであり、改めて県議会及び県民の皆様にご心から深くお詫び申し上げます。今後、しっかり厳格な再発防止策に取り組み、二度とこのような問題を生じさせないように、執行体制を強化し、適正な事業執行に努める考えであります。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほどの陳情第97号は、パネルも準備しているということですが、パネルを用いて説明してもらえますか。

○宮城理建築指導課長 この地域は中城村南上原地区と申しまして、琉球大学、西原町、宜野湾市の境で、県道中央地方道的那覇北中城線にまたがる区域90.4ヘクタールの土地区画整理事業の区域内となっております。この主要地方道的那覇北中城線から1本入りますと、これは中城村道南上原中央線という路線になります。この赤いポイント、こちらに陳情者の居住する8階建てのマンション—この村道、南上原中央線に接した敷地に建てております第一種中高層の区域に、8階建てのマンションが建てております。陳情の対象となる4階建てのアパートにつきましては、第一種中高層と第一種低層という用途地域、この2つの区域にまたがって敷地がございます。用途上このような規制がかかっていまして、用途地域に応じて用途の規制でありますとか、容積率、建ぺい率の規制がございます。もう一つ、この地域には市町村が定める地区計画という—都市計画によりまして、また別の規制、上乘せで規制がなされていまして、計画区分と申しますが、沿線地区という区分、住居地区Bという区分によりまして、別途建築物の敷地面積の最低制限、壁面の位置の制限を用途の規制、容積率、建ぺい率に加えて指定している状況になります。こちらの用途地域について、2つの地域にまたがる規制について、このような2つの規制の異なる区域にま

たがる場合については、建築基準法の中に手続及びその取り扱いの定めがございます。一方、地区計画に基づく2つの区域にまたがる場合の取り扱いにつきましては、中城村地区計画条例—これは、中城村が定める条例でございますが、その条例の中に規定があるという状況でございます。

陳情者が主張されている内容は、中城村は権限外の用途の変更を行っている。建築基準法の規定の中に、用途地域の緩和については国土交通大臣の承認を得なければならないという規定がございます。あくまでもこれは用途地域で定めた、法律で定めた一律の制限を緩和する場合の規定でございますが、そういう緩和をする場合には国土交通大臣の承認が必要と。その国土交通大臣の承認を得ないまま、用途の変更を行っているという指摘がまず1つでございます。もう一つは、建築主事は権限外の最低敷地面積の緩和を行っているという点。これについても、用途地域の都市計画において最低敷地面積を定めた場合にあつては、その最低敷地面積を緩和する場合、これは建築基準法の手続によって、建築審査会の同意及び特定行政庁の手続が必要ということになります。この2つの必要な手続を怠った建築確認処分であることから、これは無効であるというのが陳情者の主な主張ということになります。

ただ、こちらの場合は今、用途地域の定めに基づく手続、取り扱いについて陳情者は主張しておりますが、こちらは村の条例、中城村地区計画条例に基づく手続でございます。中城村地区計画条例の中で最低敷地面積が定められておりますので、その最低敷地面積の判断は、あくまでも村条例に基づいて村長が判断するものであるという点。もう一つ、最低敷地面積の制限は申し上げましたように、あくまでも村長が判断するものでありまして、建築主事はその判断に関与するものではないということで、結果として法的には適法で、なおかつ妥当な判断を建築主事は行っている。この陳情者が主張なさるのは、用途地域の手続と地区計画に基づく手続を混同なさっている。ですので、用途地域に基づく手続が行われていないから、これは違法ではないかという主張ではございますが、あくまでも用途地域で定める用途、容積率、建ぺい率、これにつきましては一切変更されておられません。中城村地区計画条例の中の計画区分で村長が判断しているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○新里米吉委員 識名トンネル問題で質疑したいのですが、県は不服の申し出を行いましたよね。その主な理由、根拠は何ですか。

○末吉幸満道路街路課長 不服の申し出につきましては、補助金等に係る予算

の執行の適正化に関する法律一補助金適正化法第25条の規定に基づいて行ったものでございます。土木建築部としましては、識名トンネル新設工事につきまして、真地久茂地線改良事業の一部として国庫補助金を申請し、送水管沈下対策工事もその一連の工事として施行したものであります。その際、変更協議が難航しましたが、本トンネル工事の特殊性、安全性、経済性を考慮して、早期完成を図るため、やむを得ず沈下対策工事を新たな追加工事として別途随意契約を締結したものであり、補助事業の対象であると私どもは考えました。このようなことから、補助金全額の返還及び利息の請求を行うような事案には該当しないものであるということを確認するため、不服の申し出を行った次第でございます。

○新里米吉委員 副知事は、本会議でもこれはやむを得ないものだったのだからと、不服の申し出を行うことで、国の裁量権の範囲で返還金を削減、縮小していただけるのだというような発言だったと思うのだけれども、皆さんの結論は、結構明確にきつく書いてありますね。本件補助金金額の返還及び利息の請求は不当であると思料すると。国が補助金全額返還、それから利息を請求してきたのは不当だと。かなり厳しい文章になっていると思うのだが、国から棄却された後の議会における答弁の非常にやわらかい言い方と、皆さんが申し出をしたときの文章とは少し差があるような気がするのだけれども、皆さんはどう感じていますか。国にはかなり厳しい文書を送って、棄却されたら随分トーンダウンしているような気はするのです。違いますか。

○当間清勝土木建築部長 県が主張したのは、あくまでも全額のことと申し述べたので、やむを得ない追加工事等は、現場指示という特段な事情が存在していたというのが1点です。利息についても、悪意の受益者ということで副知事も申し述べましたが、そういう民法の形で、意図的にやったという形で利息が出たものですから、私たちは補助金申請もしていますし、一連の工事の中の一つですから、そういったことはありませんでしたと。この2点を私たちは主張したということが当時の状況でございます。

○新里米吉委員 だから、当時は主張したと言うのだけれども、最近の議会答弁における皆さんの答弁の仕方と、当初文書を出したときの態度はかなり違いがあるのではないかと今言っているわけですよ。違いますかと言っているのです。

○当間清勝土木建築部長 しかしながら、国から棄却された理由の中には、や

はり既に終わった工事に関しては補助事業の対象にはならないと。いかなる理由があろうとも、そういう形の配慮はできないと、棄却文書の中に明確に理由が入りました。県としては、国からその1点だけを言われると、終わった工事に関していろいろ理由は述べたのですが、それに関しては国から一定の見解が示されたということで、私たちとしては、内閣へのさらなる申し出は行えないと決定したものでございます。

○新里米吉委員 皆さんが不服の申し出を行った文書を見ると、かなり自信满满みたいな雰囲気を感じられて、相当自信ありげにこの文章を書いて、ところが国から棄却されると突然トーンダウンして。これはやむを得ないとしか受け取れない文章なものだから、皆さんの3月30日付で出した不服の申し出の文書を読むと、相当自信满满なのです。これだけ自信满满で国に出して、国から問題にもされないですぐに棄却されて、棄却されたら議会ではこれまでの態度とは違って、物すごくトーンダウンしてきたなと感ずるものだから、今そういうことを聞いたわけです。

それと、皆さんのこれまでの説明、きょうの説明でもそうだけれども、先ほどの請願・陳情に関する説明資料にも書いてあったのだけれども、説明資料では、やむを得ず別途随意契約を締結したものであり、補助事業の対象となると考えておりましたと書いてあります。これは常識的に理解しにくい認識だと思うのです。国が却下したのもそこでしょう。やむを得ずではないのだと。工事は終わっているのに、終わってから虚偽の契約書をつくったのだから、補助事業の対象になるわけがないと。常識的なことを国は言っているわけです。皆さんは非常識なことを書いてある。工事が終わってから契約書をつくって出すのは、行政の常識としてはあり得ない話です。それをいまだに補助事業の対象となると考えておりましたと、本当にそう考えているのですか。きょう出てきた文書だからびっくりしているのです。

○当間清勝土木建築部長 この処理概要の前段部分は、これまで議会でも答弁したように、当時はそういう形で私たちは補助金の申請をし、受理したと。しかしながら、第三者委員会及び行政考査の中で判明したのは、A4縦の紙に行政考査の結果をまとめてありますが、行政監理本部で結論として出たのは、やはり補助事業として実施するのが困難である部分については、県費の投入など財源の検討をする必要があったということで、結果的には私たちも補助事業としては不適切だったということは認めております。新垣清涼委員にも本会議において、総務部と土木建築部の見解が分かれているのではないかという質問が

ございましたので、そういった中で、結果的に私たちとしてはそういう反省も含めて、県費を活用すべきだったと反省しているという形で、今はまとめてあります。この処理概要にはそこまでは書かれておりませんが、そういう形で土木建築部としては認識しております。

○新里米吉委員 本当は、あのときは補助事業の対象と思って、国から指摘されて、今は違うと思っていると言っているが、当時から本当はわかっていたことでしょう。ただ、そこら辺をごまかすから困るのです。行政をやっている人たちが虚偽の契約をして、それが対象になると思っていたという認識がむしろ問題であって、皆さん本当にそう思っていたとしたら、そのこと自体で行政マンとして既にクエスチョンマークがついてしまうのではないかと思うのです。行政をする人たちが虚偽契約をしても、やむを得なかったのだからそれは補助の対象になるのだと、かつては思っていましたと。このかつての認識というのが恐ろしい認識で、常識ではあってはならない認識だと思うのだけれども、どうですか。

○当間清勝土木建築部長 要因に書いてありますが、法令に対する安易な考え方が問題であったということで、それについては深く反省しております。ただし、言いわけにはなるのですが、その当時は本体工事の工期と今回の工期が重なっている部分もあったことから、工期の設定については不適切という認識は担当としてもあったものの、行政考査でもそこを中心的に職員に事情聴取したところではあるのです。担当者としては、その点に関しては工期が重なっていて、一連の工事であるということで安易な考え方があったと指摘されております。現在に至っては反省しております。

○新里米吉委員 私は反省しているかどうかではなくて、認識に問題があると言っているわけです。だから、土木建築部長はまだ本当のことを言えなくて、苦し紛れに発言しているとしか思えない。なぜかという、本当は、虚偽の契約をすると補助事業の対象にならないことは一土木建築部長はあれだけ新聞でも褒められて、土木建築部のエースだと言われるぐらいの人がそのような認識もないといたら、沖縄県土木建築部の職員はみんなそのようなものかと。みんな行政マンとして不適格者だということにしかないわけで。ましてや、当時非常に重要なセクションの道路街路課長をし、エースと言われて土木建築部長になった人がそのようなことを言ったら、県の行政マンはみんな信用できないと、法律も全然わかっていないということになるので、そのような問題で

はなかったと思うのだけれども。わかっていたけれども、工事をやらざるを得なかったから、もうやむなくごまかしましたと。これで本音なのだろうと思うのだけれども、それを無理してこのような発言をされると、かえって法律を全くわかっていない人たちが公務員採用試験に合格したのかということになってしまうので。きょうはこれ以上追求しませんが、非常にそういうところの発言において、むしろ問題点を出してしまっていると思っております。これは今、これ以上回答してくださいと言っても回答し切れないだろうから、ますます混乱すると思うので、今は言いません。

ところで、このような虚偽契約をして、返還も求められて、不服の申し出をした自治体がほかにありますか。この10年ぐらいの間にありましたら、何件あって、どういうところがやったのか。

○末吉幸満道路街路課長 他府県の状況は調べてございません。

○新里米吉委員 ということは、他府県の状況はわからなかったけれども、沖縄県は問題があるのに、自信満々に不服の申し出をしたということですか。

○当間清勝土木建築部長 3月末に、三役を含めてこの件については集中的に議論しました。議会で2度も否決されて、専決事項で返還したものですから、私たちとしては、やはり県としての意見をしっかりと、確認の意味も含めて、県としてこういう考えでしたということを申し述べて、その回答をしっかりと得なかった。それともう一点、補正予算の予算特別委員会でも申し述べましたが、その当時は国から職権で補助金を取り消すと。そういう形でしか一補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律ではあったのですが、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律のどこに違反しているかという細かいところまでは、道路街路課長から沖縄総合事務局に質問しても、職権で取り消すという形でしか回答がなかったものですから、私たちとしてはしっかりと根拠をはっきりさせるためにも、不服の申し出をしたいという形で3月末にやった状況です。

○新里米吉委員 どうも非常に理解に苦しむ話で、普通だったらこのような返還命令という重大な事件が起きたら、ほかの他府県でそういう事例がなかったのかどうかも行政の皆さんは大体調べると思うのだが。調べた上で何件かそういうものが出てきたら、沖縄県の今回の事例と類似のものがあるのかなのか、そういう場合はどういう対応をしたのか、そこも調べて不服の申し出をしそうなものだけれども。これだけ強硬姿勢で不服の申し出をして、却下されて、今

聞いたら他県の事例も調べていなかったと。どれだけあるかもわからないと。これはある意味驚きです。行政マンらしくない対応をしている。非常に話を聞いたら、皆さんは土木建築部の話では優秀な話をして、いろいろ行政マンとしても随分熟練していると思うのだけれども、このような基本のところは全然なされていない。本当に調べもしないでやったのかと思って、またうそをついていないかな、ごまかしていないかなという疑問を持たざるを得ないのだけれども、どうですか。本当に調べなかったのですか。理解できない。

○当間清勝土木建築部長 調べておりません。ただし、そういう不服の申し出の事例は、恐らくそんなにはないのではないかという意見は出ておりました。

○新里米吉委員 ということは、調べもしていない、恐らくそういう不服の申し出をやっている事例はほとんどないだろうと思いつつも、沖縄県は自信満々に、さっき言ったように、これは不当だという結論を書いたのです。最後の結びはそう書いてあるのです。覚えているでしょう。最後の結論があつて、本件補助金の全額の返還及び利息の請求は不当であると思料する、よって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第25条第1項の規定に基づき、本不服の申し出に至った次第であると。ここまで書いて、調査もしなかったけれどもここまで書いて、却下されたら、はいわかりました、申しわけありませんと。この流れが全く理解できないのです。そこら辺は、今後もまだまだどうもよくわからないところがあるなと思っています。きょうの委員会では、私は以上で終わっておきます。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時28分 再開

(午後の審査再開前に、執行部から、現在問題となっている識名トンネル工事の概要資料の配付及び説明があつた。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 先ほどもありましたけれども、皆さんの不服の申し出の最後を見ますと、請求は不当であると指摘しています。再度お聞きしますけれども、そのところの真意を最初にお聞きしたいと思います。

○当間清勝土木建築部長 市街地トンネル工事の安全性から、工事担当者らによるやむを得ない追加工事等の現場指示という特段の事情が存在していたことが1点です。次に、工事担当者らは、本件追加工事費等が補助金交付申請の中で充当されるものであることから、当然にこの一連の流れで補助金をいただいていますので、補助金申請もしっかりやっていますので、当然に補助事業として許容されているものと誤審しての申請であることから……。不服の申し出はあくまでも全額返還に対してです。県への補助金返還はあり得ると私たちは思っていましたので、全額の返還及び利息の請求を行うような事案には該当しないものであることを確認するために、行ったものであります。

○前田政明委員 全体的な認識としては、工事はやっているわけだから、いわゆる後はその工事をやったお金のことであって、それはそれで別に何でもないと。要するに、もう工事はやっているわけだから、そういう意味で補助金というのか、そういう面ではお金も使っているわけだから、何ら個人的な懐に入れたりとか、そういうことをしているものでもないの、何も問題がないという認識ですか。

○当間清勝土木建築部長 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律としては不適切だと十分認めております。ただし、補助金の中にも裁量というのがございますので、そういった中では、今回の事案については、災害等緊急時の場合には即刻施行という手続があるのですが、今回はそういう手続をとっていないものですから、今回の契約自体はやむを得ない新たな工種を取り出して、やむを得ない形で随意契約をしたということはあるのですが、その点に関しては配慮して、全額の返還及び利息の請求を行うことは不服であるという主張でございます。

○前田政明委員 本会議で質疑したのですけれども、そのときに補助金等不正工法及び不正交付に対する罰則の問題を含めて、これは虚偽で、公文書偽造または作成、行使に当たる犯罪と思うけれども、県は刑事事件として告発すべきではないかということに対して、与世田副知事は、不正な手段も講じられて云々と、いずれにしろそれは法律違反ではないと答弁しています。これはどうい

う認識で、皆さんはそういう答弁をしたのですか。

○当間清勝土木建築部長 与世田副知事がおっしゃったのは、まず補助金申請をやっておりますと。契約もしっかりと品質を確保し、しっかりした施工体制のもとで工事して、工事目的物は検査に合格しておりますということで、実体を伴うものということで、先ほど委員がおっしゃったように、他の目的で補助金を使ったわけでもないということを説明したところでございます。

○前田政明委員 しかし、不正の手段には当たらないと理解しているのですか。

○当間清勝土木建築部長 私たちとしては何度も申し述べておりますが、補助金申請はしておりますし、沖縄総合事務局には増額になることは説明して、工事は実施しております。ただし、随意契約の仕方は、通常一般的には精算変更という形の契約になっているのですが、契約に関しては県に一任されておりますので、契約の時点で請負率を掛けない形にするために、随意契約にして47.2%を掛けなかったこと、及び工期の設定が不適切であったことは認めておりますが、全体の工事の精算の流れの中では、補助金はいただけるものだと考えております。

○前田政明委員 国はどう言っていますか。

○当間清勝土木建築部長 国は、完了した工事に関しては補助金を一切支出できないということで、それを受けて行政考査の中でも、当時の状況では補助金をもらえる状況ではなかったということで、県費を活用すべきだったということで反省しております。

○前田政明委員 虚偽の契約書、これに対しては、皆さんは虚偽の契約書ではないという認識ですね。

○当間清勝土木建築部長 工期の設定が一番の問題でございまして、その際、工期を設定するに当たって、トンネル工事と一連の工事であったことと本体工事の工期内であったということで、補助事業になり得ると判断して、申請しております。補助金を詐取する意図はなかったということが県の考えでございませぬ。

○前田政明委員 私は、ここが非常にごまかしだと思うのです。要するに今、国が告発した。県警察も受理した。その告発について県警察本部長も答弁していましたが、どのような名称で告発されていますか。

○末吉幸満道路街路課長 沖縄総合事務局は那覇警察署へ被疑者不詳で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条第1項及び第33条第2項、並びに刑法第156条及び第158条に該当するものとして刑事告発を行っております。

○前田政明委員 だから、皆さんが作成した文書は明らかに虚偽文書でしょう。それを行使したという事実が、事実ではないのですか。

○当間清勝土木建築部長 同じ答えになるのですが、補助金を詐取するという意図は決してなかったということで、第三者委員会の報告においても、そのような意図は見られないという報告もございます。

○前田政明委員 犯罪の構成要件として、客観的なものと主体的に一それが故意か、過失かその他については、いろいろ情状酌量の中で判断するとしても、客観的な犯罪要素としては、構成要件としても当然、虚偽の文書でしょう。終わっているものをつくりかえていると。そして、現にそれを行使していると。犯罪要件は当然成立するのです。その事実なのです。それに対して皆さんとしては、いわゆるこのところは少なくとも当たり前のことではないですか。

○当間清勝土木建築部長 刑法の公文書偽造の作成及び行使については、今、県警察で捜査しておりますので、その点に関しては、私たちとしては先ほどの答弁しかできないものですから、それ以上は答弁できない状況です。

○前田政明委員 これは、いつ契約書を作成することを決めたのですか。

○当間清勝土木建築部長 私が当時、道路街路課長として土木建築部長と調整をしたのが一契約したのは平成21年1月25日でしたが、最終的に土木建築部長の了解を得たのが平成20年12月15日でございます。

○前田政明委員 その文書を起案したのはいつですか。

○末吉幸満道路街路課長 予算執行伺が平成20年12月8日の決済になっております。執行依頼がその次に続きます。それも同日で12月8日となっております。支出負担行為が平成21年1月16日、契約日が平成21年1月20日となっております。

○前田政明委員 先ほど土木建築部長が答弁した平成21年1月25日とは何ですか。

○当間清勝土木建築部長 失礼しました。平成21年1月21日の誤りです。工期の始まりが平成21年1月21日から、終わりが3月25日です。

○前田政明委員 これは普通、そういう文書を書く場合には担当課長がやられるのですか。

○末吉幸満道路街路課長 当然起案は担当者、それぞれ工事の担当者がやることになっております。課長はあくまでも決裁者ということで御理解いただきたいと思います。

○前田政明委員 その当時の課長が決裁した日はいつですか。

○末吉幸満道路街路課長 先ほど予算執行伺が平成20年12月8日と説明いたしましたが、そのときには土木建築部長の決裁になります。執行依頼が平成20年12月8日に道路街路課長から土木企画課長にありまして、それを受けまして入札の実施が平成21年1月16日です。支出負担行為は平成21年1月16日で、これは土木企画課長が決裁者となっております。

○前田政明委員 だから、課長が決裁した日はいつですか。いわゆるそれぞれ文書が出てくると、その決裁を課長が判こを押したのはいつですか。

○末吉幸満道路街路課長 最終決裁者で決裁をやります。その中間決裁がいつというのは、この決裁書の表に出てきません。

○前田政明委員 だから、いつかと聞いているのだよ。

○末吉幸満道路街路課長 12月8日の前です。

○前田政明委員 これは土木建築部長がやったのでしょうか。その当時の課長だから。それはいつですか。

○当間清勝土木建築部長 私のほうで、12月8日以前に随意契約するという決裁をしております。工期の設定とはまた別の話でございます。

○前田政明委員 この随意契約書をつくる場合に、随意契約の前提として、工事が完了していることは認識しているのでしょうか。

○当間清勝土木建築部長 当時本庁としましては、調整している段階ではまだ工事は続いていると。本会議でも申し述べましたが、年度末の工事の発注の場合は、便宜的に3月25日という工期の設定で設計書を回します。その時点では、部長を初め私たちも繰り越しもあり得る前提の工事であると、ある程度は工事は進んで、完了している部分もあるという認識はありましたが、工事が完了しているという認識は一切ありませんでした。

○前田政明委員 これはおかしいですよ。このようなことはないでしょう。この随意契約は幾らの金額ですか。

○当間清勝土木建築部長 約5億5000万円でございます。

○前田政明委員 そういう額の工事を決裁するのに、今のような形の一要素するに、終わっているのかもわからないと。進行中でしたと。そういうことで、皆さんはそのような仕事をしているわけですか。

○当間清勝土木建築部長 当時、11月中旬ごろに、私にも初めてその問題が上がってきまして、南部土木事務所長及び担当から調整がございました。議会事項で増額変更をするのか、それとも随意契約等を活用するのかという相談があって、議会事項にするには、どうしても47.2%を掛けないといけないという決まりがあるということで、その時点でいろいろ土木整備統括監や土木建築部長とも相談した結果、最終的にはやむを得ず随意契約ということで、当時は一弁解になるのですが、随意契約のあり方としての協議を中心的にやっていたものですから、工程等の詳細な把握までは確認してございませんでした。

○前田政明委員 これは詳細ではないですね。これは意思形成に当たって、だ

れも知らなかったのですか。要するに終わっていると。終わっている工事だということは、決裁するまでにだれも知らなかったのですか。

○当間清勝土木建築部長 本庁は一切知りませんでした。ただし、南部土木事務所では工事は終わっているものの、工事についてはいろいろ沈下対策を計測したり、データを整理したりと全体の流れの中で引き渡しを受けて、初めて完了という形があるものですから、南部土木事務所の中ではほとんど工事は終わっているものの、そういったデータ整理や沈下計測等のものがあったということでした。

○前田政明委員 これは現場指示をして、その受注額を上回っているという認識はいつごろされたのですか。

○当間清勝土木建築部長 平成20年11月の時点で、最初に本庁への調整がございました。

○前田政明委員 いや、基本的に超えていると、そういう具体的な通知というのか、それは平成20年11月の何日ですか。

○当間清勝土木建築部長 詳細な日付はわからないのですが、その当時は、土木事務所としては請負率を掛けて変更しますとずっと言い続けて、業者と難航し始めて、そのときにも金額を何度かやりとりをしていたものですから、最終的に金額の折り合いがついたのが、11月中旬ごろだったと思っております。

○前田政明委員 そのときの追加額は、随意契約で全部で幾らでしたか。

○当間清勝土木建築部長 約23億円で当初契約がありました。業者からの請求が当時、約13億円ございました。その当時、南部土木事務所では第三者委員会を立ち上げて調整する方向だったのですが、県側と業者側で1人ずつは人選したのですが、中立的なもう一人の人選に時間がかかっていました。そういった中で、沖縄県建設工事紛争審査会—紛争審査会も検討したのですが、それも難しいということで、現場は急を要していたものですから、調整した段階で追加額約10億円ということで、もちろん後ほど説明しますが、追加額が約10億円で折り合ったのが11月内でした。その後約4億5000万円までしか予算がなかったものですから、その分を契約して、残りの部分は翌年度一般競争入札

という形で発注して、別の業者が請け負っております。

○前田政明委員 その13億円の時点で、やはりなぜそうなったかということは当然問うているわけでしょう。

○当間清勝土木建築部長 私も道路街路課長として、そこは随分追及しました。それで直ちに工事をとめてでも、議会事項であるということも含めて、約23億円の中でうまく調整ができないものかということを示唆はしましたが、やはり現場としては、どうしてもトンネル工事を途中でとめると、市街地が上部にありますし、やはりいろいろな沈下等の問題等もあって、機械も集中して管理しておりますので、直ちに業者が現場から引き上げて、現場が空白になることは安全上大きな問題があるということで、南部土木事務所からの申し入れで工事を続行せざるを得ない状況でした。

○前田政明委員 工事は全部済んでいると、この随意契約の中身で、もう終わってしまったものだったという認識はいつだったのですか。

○当間清勝土木建築部長 本庁としては、大変申しわけありませんでしたが、完了後にしか気づいておりません。

○前田政明委員 何日に気づいたのですか。

○当間清勝土木建築部長 大変申しわけありません。会計検査院の指摘を受けた時点です。約1年後ぐらいに、本庁としては工期の問題を認識した次第でございます。

○前田政明委員 そこがわからないのです。私には理解できないのです。要するに、約13億円追加工事が必要だと。それが上がってきて、最初は、議会の関係もあるということで、議会を通らないようにしてほしいと、南部土木事務所から大成建設JVにも文書で話はあったわけですね。

○当間清勝土木建築部長 はい。第三者委員会の報告にもありますように、南部土木事務所からそういった発言があったという記述はなされておりますし、その当時は、そういった発言的なものがあったと聞いております。

○前田政明委員 これは素人的に見ても、約13億円の契約を単なる南部土木事務所長とか課長とか、要するに決裁するということはあり得ないのではないかと。本来、約13億円を超えていると、どうしようというときに、47.2%の落札に大成建設JVが応じなかったと。ずるずる行ってしまったという理屈になっていますけれども、これはいろいろお話を聞いていて、全体として全く反省のもとがない。すなわち、皆さんとしては客観的に見て、明らかに公文書偽造、行使、そしてそれを知っていた状況なり、その他は告訴・告発の公務員としての義務がある。それはやらないと。やらない中で今のお話になると、これはもう無法地帯ですよ。そういう状況の中で、いわゆる5億8000万円も返還を求められたと。そして、なお皆さんはそういう状況だから、不服の申し出もしたと。不服の申し出をしたら我々は正当なのだと。これは虚偽ではないという形で、先ほどありましたように、全国的にも例がないのかもわからないけれども、不服の申し出という異例の申し出をしている。そして、本件補助金全額の返還及び利息の請求は不当であると思料するという結論を出してきていると。これは犯罪を犯しているながら犯罪の意識が全くないとすると、これはどうしようもないと。これは内部での自浄能力はないと。そうすると、国としてもこれはとんでもないなど。これは話にならないと。すなわち、自分たちは正しい、虚偽ではないと。こうなれば、もう告訴・告発をして、刑事事件としてやってもらう以外ないのではないかという流れとして、私はそういう流れもあるのかなと思うのです。皆さんは、本当に反省すべき事項として、土木建築部長、何を一番反省しているのですか。

○当間清勝土木建築部長 工期の設定が実態を伴わなかったことに関しては、これは本当に反省して、県民の皆さん、県議会の皆さんに本当に深くおわびしたいと思います。ただし、弁明にはなるのですが、補助金の中では、精算変更という形はこれまでやっているものですから、私たちとして不服の申し出をしたのは、あくまでも全額は一もちろん、私たちは不適切だと認識しておりますが、ただ全額及び利息までの返還に関しては、私たちとしては補助金の流れの中では、幾らかの配慮があってよろしいのではないですかということを確認した意味で、あくまでも全額はおかしいといったことで、補助金の返還自体は十分妥当だと認識しております。

○前田政明委員 それで、私が先ほどから日付を聞いているのは、その意思形成過程です。これは常識的に見ても矛盾がある。約13億円も出てきて、工事が完了していたのはいつ知ったかと。それは完了して何年後かですと。このよう

なばかげた話を通るわけがないのです。本来だったら、それに至る先ほどの課長の決裁のものを含めて、やはり信用できないのです。私は那覇市議会議員の時代に3回、百条調査特別委員会にかかわりましたけれども、そういう面では、私は今、皆さんが言っていることが常識的には考えられないと思うのです。百条委員会の問題は後にしますけれども、もっと許せないのは、与世田副知事は結局、犯罪ではありませんと。私たちはみんなでやりましたから、これは行政機関が決定するときに一全くうそのものであれば別なのだけれども、これは全体で協議して、やったものでありますと。虚偽文書には当たらないという趣旨の発言を本会議の答弁でやっているのです。これは大事な発言だと思います。そういう面では、私は共同正犯でしょうと言いました。虚偽問題を含めて犯罪に当たらないと、告発する考えはないと。公務員は、犯罪や事件を知った場合には告訴・告発しなければいけない義務があるのです。これは明確に公文書偽造、虚偽公文書ではないですかと。それを弁護士である副知事、それをわかりながら実質的にこの工事がやられて、その補助金を受ける事業だとしても、いわゆるこのような虚偽の形で業者の言いなりになって、虚偽文書を作成したということではないと。そういうものは県政史上初めてだと。全体的な合意のもとにやったものかということ、予算特別委員会でも、こうなると官製談合ではないかということまで発言しました。そういう面で基本的には皆さん、みんなでつくったのだと、それは何か別の意図はなかったから、この皆さんが作成した文書は、虚偽公文書と言われる要因はないという認識ですか。

○当間清勝土木建築部長 まず、与世田副知事が当初答弁したときには、工事目的物は適正な管理や施工体制のもとに完成しているということで、工期も本体工事と重なっていることを強調はしましたが、やはり会計検査院からの指摘を受けて、返還命令を受けて、やはり工期の設定に関しては不適切だったということは十分認めております。

それと、工期設定の段階の話でございますが、通常、本庁に設計書が来るときは、工期の始まりは入れなくて、工期の完了だけを入れるのです—3月25日という感じで。設計金額と一緒に工期の完了だけを決裁に回すものですから、私たちは慣例的に工期の完了の日付だけを見て決裁していくものですから、工期の設定自体は別途、予算執行何が終わって、額の決裁を受けた後の支出負担行為の中で、工期は南部土木事務所から業者に行って、業者から土木企画課へ工期はいつからいつまでという設定をしていくものですから、その手続の中で—行政考査の中にもあったのですが、そういうチェック体制が働いていなかったということと、そういうチェックリストをつけて設計書を回していないとい

うことを反省して、再発防止の中ではそういったものをすべて改めております。

○前田政明委員 まとめますけれども、これは最初の本契約の決裁権者はだれでしたか。

○当間清勝土木建築部長 23億円に関しては5億円を超えますので、知事決裁でございます。

○前田政明委員 その他の契約については土木建築部長でしたか。

○当間清勝土木建築部長 5億円以下でしたので、土木建築部長の決裁でございます。

○前田政明委員 これだけの低額落札になると、そういう追加工事その他は、大体そういうことは起こり得るだろうというのが常識だと言われておりますけれども、そういう流れの中でさまざまな問題が出てくるときに、この随意契約その他について知事、三役などから何か指示とか、そういうものがありましたか。

○当間清勝土木建築部長 いいえ。副知事、知事とも一切調整もしておりませんし、その指示もございません。

会計検査院で指摘を受けて、問題となっているということで、去年の9月28日に、新聞に出る直前に一道路街路課長が朝日新聞社から取材を受けて、その1週間前ぐらいに初めてこの問題を知事に報告してございます。もちろん与世田副知事には、副知事が就任したころの5月にはこの問題を報告してございます。

○前田政明委員 大成建設株式会社と皆さんは、日常的なかかわりとしてはどの程度までのおつき合いですか。

○当間清勝土木建築部長 本庁は一切ございません。ただし、南部土木事務所は現場代理人と現場での調整はあります。また、年に1回ぐらいですか、大成建設株式会社の方々が営業という形で、名刺を持って本庁にも見えております。

○前田政明委員 私は質疑をして、どうも肝心なところで納得いかないなど。

約13億円の追加工事が出た時点で、この虚偽文書を作成するに至っては、何らかの集団的な議論が当然あるだろうと思います。本委員会では限界がありますので、やはり普通だったら百条委員会を開いて、参考人として知事、副知事、それから関係者を全部呼んで、一つ一つ事実関係を確認し、その事実関係の言質に伴って、またいろいろな資料をもとにして、これは納得いかないということになれば証人尋問をして、具体的な情報その他をあわせて事実関係があるかという形の中で、これは議会として偽証罪という形などで訴えることもできると思います。私は那覇市議会議員その他がかかわった百条委員会にもいましたけれども、百条委員会での調査資料、答弁資料が犯罪捜査にかなり役に立ったと後で聞いております。議会に捜査権はありませんけれども、やはりちゃんとした百条委員会などの正式な記録として、それが役に立ちます。今、県警察に告発されて動いていると、これは一つのことでしょう。しかし、県議会としては、議会の権能として知事、副知事、大成建設株式会社その他関係者をみんな呼んで、やはりきっちりと事実関係に基づいて、どういう形での意思形成がなされたのかという、これが真実なのかということを含めて、しっかりと検証していかなければならない。今、土木建築部長に質疑をして全く納得いかない。先ほどの不服の申し出も不当だといいいながら、繰り返しになりますけれども、約13億円の件でも工事が完成していたことを後で知ったと。このようなことがまさかあり得るわけがないと。そういうことについても、本当にそうなのかということを百条委員会を設置すれば、きっちりと積み上げていって、それなりの結論を得ることができるということがこの間、那覇市議会議員として一たまたまですけれども、百条委員会を3回ほど経験してきた者としての感想です。本委員会での質疑の中では非常に限界があるなという意味で、非常に納得がいかない。このような不条理なことが平気で行われることはあり得ないということで、ますます百条委員会が必要だという認識を深めましたので、終わります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 他の委員の皆さん方も質疑をしましたので、私は問題になる点だけを絞ってやります。

まず、識名トンネルの新設工事、当初の予定価格は幾らでしたか。

○末吉幸満道路街路課長 49億3395万円です。

○嘉陽宗儀委員 落札額との差は幾らですか。

○末吉幸満道路街路課長 差額が26億295万円です。

○嘉陽宗儀委員 このような大型公共工事をする場合に、県は低入札基準価格というものを決めていますね。

○末吉幸満道路街路課長 この工事はW T O 工事でございますので、低入札調査基準価格を設定しております。

○嘉陽宗儀委員 その低入札調査基準価格は幾らでしたか。

○末吉幸満道路街路課長 38億6662万5000円です。

○嘉陽宗儀委員 この低入札調査基準価格は、なぜ設けられているのですか。

○池原盛美技術管理課長 低入札価格調査についてお答えします。地方自治法施行令の規定によって、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、他の者を落札者とすることがあることを条件として、競争入札を行う場合に実施するものです。あらかじめ低入札調査基準価格を定めておいて、入札の結果、低入札調査基準価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合は、落札者の決定を一時保留し、契約担当者及び事業担当者が、低価格入札者からの事情聴取等により調査を実施するという内容です。

○嘉陽宗儀委員 低入札調査基準価格を設定するのは、やはり工事に手抜きがないように、不良工事にならないように、あくまで予定価格というのは、標準的な設計どおりの品物ができるという予定ですよ。だから、粗悪な工事にならないようにするために、この低入札調査基準価格があるはずですけども、それは間違いないですね。

○池原盛美技術管理課長 そのとおりです。

○嘉陽宗儀委員 今回、皆さんはそれに該当しているとわかりながら、J V、ゼネコンの大成建設株式会社と、この協議はしたのですか。

○末吉幸満道路街路課長 事情聴取を平成18年11月29日にやっています。

○嘉陽宗儀委員 そのときの内容はどういうものでしたか。

○末吉幸満道路街路課長 大成建設株式会社の経営内容と信用状態等を調査しております。その事情聴取の結果、直接工事費、現場管理費、一般管理費において設計図書等との開差が見られることについては、トンネル掘削機械の稼働時間の増、施工実績に基づいたサイクルタイムによる効率化、協力会社による最大限の協力、施工実績の確保意欲による自己負担、掘削機械の現地調達によるコスト縮減が図られるということで金額を低く見積もったということになっております。

○嘉陽宗儀委員 だから、スタートからボタンのかけ違いがあって、県の発注工事の場合には大体これをきちっと守るのに、今度の場合にはWTO工事ということで金額が大きいから、本来やるべきこともきちっとしなかったと。これがやはり大問題だと思えます。

それで、皆さんは沈下対策工事をしますね。そのときの最初の契約はいつやったのですか。前にも資料をもらったのですけれども、これについて2度、2つほど図面と契約書があるのです。そのとき、最初に沈下対策工事をしないといけないとなったのはいつですかと聞いているのです。その都度ではなくて、最初に契約しているでしょう。

○末吉幸満道路街路課長 最初に沈下対策工事、これは那覇市の水道管のところでございますが、それを現場指示で工事をさせたのが平成19年12月です。

○嘉陽宗儀委員 そのときに、皆さんは業者にどういう説明をしましたか。

○末吉幸満道路街路課長 変更でということ考えているようです。変更でやると。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、皆さんのこの設計が完全なものであれば、こういう事態は起こらなかったわけですね。どうですか。

○末吉幸満道路街路課長 当初の設計でこれをしっかり把握しておけば、変更はあり得なかったと思えます。

○嘉陽宗儀委員 皆さんの建設工事請負契約約款一契約約款を見ると、業者とトラブルが起こって、結局は業者も当初契約ではだめで、この工事については、低入札の請負率ではだめだと言って皆さんと議論しますけれども、その場合に契約約款には、皆さんは当然、最初の契約の範疇だということで、これに従いなさいと言うべきだったのでしょうか。どうですか。

○末吉幸満道路街路課長 もともとの工事数量内だったら、それでやってくださいと。当然、現場の状況によっては、我々が発注している工事数量で終わり切れない工事が出てきます。あるいは新たな工種も出てきます。今回、これがそういうことに該当していますので、例えば、私も23億3100万円で発注した工事以外のものということで、その処理をするということを考えているような状況でした。

○嘉陽宗儀委員 請負代金を変更する場合には、当然甲乙が協議をして決める。その場合に、甲乙の協議が整わない場合には、どうすることになっていますか。

○末吉幸満道路街路課長 定められた期日内に協議が整わなければ、甲一発注者は変更金額を通知することができるとなっております。

○嘉陽宗儀委員 その契約約款どおりに、相手方に皆さんの金額を通知しましたか。

○末吉幸満道路街路課長 通知はしてございません。

○嘉陽宗儀委員 なぜ重要な問題なのに、業者に仕事をさせるのに、契約変更、請負代金の変更があるのに、なぜ通知しないのですか。

○末吉幸満道路街路課長 当時、請負業者はこれだけ、我々はここということでずっと協議しているのです。私どもは、請負率47.2%で幾らになりますと。請負業者は、違う、これだけ、ということで協議が難航しまして、最終的には協議が整ったということで、了解ということになりました。

○嘉陽宗儀委員 不可解なのは、本来ならば契約約款の中でも、皆さんは工事請負金額が整わない場合には、請負業者に今度はやりなさいよということが決められているのに、なぜそうしなかったのかというのが疑問なのです。なぜで

すか。業者に物言えない事情でもあったのですか。

○末吉幸満道路街路課長 もともと、この工事は請負率47.2%の低入札であったために、これまで何度も説明しているのですが、23億3100万円以内での工事、あるいはそれにプラスアルファということで、我々はこれに47.2%を掛けさせてくださいと業者にずっと申し入れていました。それに対して業者は、23億3100万円を超える数字、あるいは新たな工種についてはもともとの契約に入っていないから、これについては請負率を掛けないでくれということで、これがずっと平行線をたどって行って、最終的に業者の新たな工種については、請負率を掛けないことも仕方ないといえますか、協議の上了解ということで、1本の変更契約で出したのが背景にございます。

○嘉陽宗儀委員 だから、私は前期の委員会でも、なぜ業者の言いなりになる必要があったのかと、なぜ筋を通さなかったのかと聞きました。やはり、どうしてもこの疑問は解明しないと。県民が知りたいのはそこです。なぜかと。

○末吉幸満道路街路課長 我々は決して業者から一方的に言われて、それに応じたというわけではございませんで、先ほど土木建築部長が説明させていただきましたように、業者からは残りの工事で13億円あるいは10数億円、これからこれだけのお金がかかるといった話がございました。それに対して、我々として積算したのは、23億3100万円以上の工事の数量としては10億円以下だということとずっと主張しまして、そういう協議をやっている中で紛争審査会も考えました。紛争審査会等にかけた場合には、このトンネル工事が途中で中断してしまうと。あるいは、業者がやっている途中で管理を放棄するという事になった場合に、このトンネルの安全性あるいは工期の問題、経済性等を考慮しまして、総合的に判断した結果、我々としては、この4億数千万円の工事を別件で出すのもやむを得ないという判断をした次第でございます。

○嘉陽宗儀委員 結局、今の説明を聞いておきますと、業者の圧力に屈服して、現在のような事態になってしまったということで理解してよいですか。

○末吉幸満道路街路課長 そういうことは決してございません。

○嘉陽宗儀委員 この問題で国際競争入札、今後もWTO工事みたいなものが出てくると思うのですけれども、私が特に問題だなと思っているのは、本土ゼ

ネコン中心で県内業者はJ Vにはなっているけれども、名義がしのような格好になっているのではないかと思っているのですけれども、これはどうですか。

○末吉幸満道路街路課長　そういうこともございません。私どもがJ Vを組ませるのは地元企業の育成、今後も当然このような工事が出てきたときには、地元企業がメインで受けられるようにということでJ Vを組ませていただいております。当然、そのときにはJ Vの皆様も代表構成員に対していろいろ提言をするでしょうし、我々に対してもいろいろな提言はあると思います。ただ、J Vの場合には代表構成員が代表で協議になりますので、そういうことはありません。

○嘉陽宗儀委員　J Vを組んだ人たちもこのトラブルをめぐって、ぜひ自分たち地元業者の意見も聞いてくれと要望したということ聞いていますけれども、そういう要望はありましたか。

○末吉幸満道路街路課長　先ほど言いましたように、工事の途中において、地元の業者にもいろいろ協議に参加してもらっています。ただ、去年も土木環境委員の皆様から、地元の業者の意見を聞いたかという質疑がありましたけれども、我々としては、第三者委員会に対しても別に業者を呼んでも構いませんと言ったのですけれども、我々から手を離れてやっていたので……。

○嘉陽宗儀委員　最後に、私は一般質問でも聞いたけれども、向こうの地下水ですが、水脈もたくさん調査をやられているけれども、地下水脈は幾ら流出しているのですか。

○儀間真明南部土木事務所長　井戸が周辺に20カ所ございますけれども、水位は観測しておりますけれども、流量については観測しておりません。

○嘉陽宗儀委員　今さらあれこれ言ってもしょうがないのだけれども、向こうは今、墓が沈下してきているとか、住宅が沈下しているとか、地下水をとめないと、あの一带は全部、識名トンネルの上の住宅地域の沈下がかなり激しく進むのではないかと心配しているのです。少なくともここまで来て、トンネルもできてしまったわけだから、少なくとも今後の被害を最小限に食いとめるための方策として、皆さんの資料を見たら地下水道みたいなものが出てはいるのだけれども、それでも不十分だと思うので、これをちゃんと調べて二次被害とい

うか、あの辺の沈下がこれ以上進行しないように、その対策はとってもらえませんか。

○儀間真明南部土木事務所長 水位について少し資料がありますので、説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

これが識名トンネルです。この赤い部分が琉球石灰岩、この黄色い部分がいわゆる島尻泥岩、いわゆるクチャ層という部分です。当然、表面は風化していると考えておりますが、そこに赤い点がございますけれど、これが井戸でございますが、これを我々は平成17年から平成22年までの約5年、数年継続して観測を実施しています。さらに奥のほうですが、こういう青いところについても毎月、5年間にかけてずっと水位を追跡しております。

これは地質縦断図でございますが、これが琉球石灰岩、これがいわゆる島尻泥岩でございます。琉球石灰岩から水が、コーラルのところから中に雨水が入ってきて、この層のところに水が流れてくるということで、こちらは一般的に不透水層、現にトンネルの工事についても、一切の取水は認められておりません。それで、これが水位の観測計でございます。20カ所ありますが、代表的なところを3ポイント、トンネルの近場を表示しています。上が降水量でございます。長いところは相当雨が降っているところ、それが水位の変移でございます。これが坑口に近くて、比較的降雨の影響があるだろうというところでもかなり変移がございますが、これが工事着手前の水位でございます。これが工事中、工事終了後ということでパターンはほぼ同一。もう一カ所につきましては、水位はほぼ一定、着手前も着手後も5年間一定ということで、我々としては水門調査の結果は、井戸の水位あるいは流量等についても、これから影響がないという判断はしておりますが、ただ、全体で沈下量がありますので、そういうことでやはり坑口付近、あるいは沈下量が少し超えたところは何らかの影響はあるだろうということで、これはしっかり調査をして、やはりトンネル工事に起因するということであれば、補償もちゃんと適切に考えていきたいと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 まだどうもしっくりいかないのだけれども。知事コメントの中で、公正かつ効率的な執行を確保するとともに一行政考査ですけれども、行ったということですが、その中で適法、適切な事業の実施に努めるべきであり

ますが、その判断を誤り、と知事コメントの中にあります。判断を誤ったのはどの時点の、どの部分ですか。

○当間清勝土木建築部長 国からの指摘は、完了した工事に関して補助金は受けることはできないと。言いわけになるのですが、私たちは当初、補助金の増額が必要だという説明をして、9月30日に了解をもらったのですが、結果的に随意契約したことで、変更契約であれば問題なかったのですが、随意契約したことでそれが崩れていることが原因です。その随意契約をしたことで補助金がもらえなかったという形になりますので、その随意契約をして、補助金をもらおうということが誤りだったということでございます。

○新垣清涼委員 そうすると、契約変更であれば、それはもらえたということでもいいのですか。

○当間清勝土木建築部長 はい。通常一般的に十分もらえている状況でございます。

○新垣清涼委員 なぜそれをやらなかったのですか。

○当間清勝土木建築部長 ここが一番のポイントで、工事積算要領がありまして、工事を変更する場合は必ず請負比率を掛けて、その金額でもってでしか変更できないという大原則がございます。そこが一番のポイントで、そこで全員が、土木建築部長を初め苦慮したところがございます。

○新垣清涼委員 要するに、本契約の率でやるという大原則ですよね。それを今回の契約の中で、工事費に関する取り決めがなされていなかったということですか。その大前提が守られなかった理由は何ですか。

○当間清勝土木建築部長 私たちとしては、業者との協議が難航した時点で、やはり甲乙対等な立場で協議しますので、大成建設JVは13億円から3億円引きましょと。10億円にした時点で、請負率を掛けないで原則を外す形にするには、どうしても新たな工種……。現在、その後の工事契約の仕方が変わって、総価契約単価合意方式というものが、県はまだ導入していないのですが、国はこういうトラブルが何度も起きるものですから、前もって単価を合意した分で請負率を掛けなくてもできるような、新たな工種については、単価を前も

って合意すれば請負率を掛けなくてもできるという方式が、識名トンネルのときにはなくて、その後できました。それで、今はそういう方向で解決しています。その時点では、請負率を掛けないで業者との協議を合意するためには新たな工種ということで、県としては沈下対策工事であれば、当初ではなかった工種ですので、請負率を掛けなくてもできるという形で随意契約にした。そこがポイントでございます。

○新垣清涼委員 沈下対策工事は、当初は入っていなかったわけですか。

○当間清勝土木建築部長 この資料の3ページにございますが、当初は、小さい字で書かれていますが、先受工材質の変更ということで、当初のグラスファイバー補強プラスチックみたいな形の簡易的なものから、沈下を3センチ以内におさめるということで鋼管に変更になりましたので、これは新たな工種だということで、私たちはこの部分に請負率を掛けない、当初契約にはない、合意した工種ではないということで、それは請負率を掛けなくても可能ではないかと考えたものでございます。

○新垣清涼委員 これまでの工事は、皆さん前例主義ということもありますけれども、そういうケースは初めてなのですか。

○当間清勝土木建築部長 これまでも協議が難航したことはあるのですが、大体が90%前後の請負率ですので、業者としても大原則を守るということで、すべて変更協議に応じて、変更してございます。

○新垣清涼委員 今回、47.2%という低い率で契約されたので、そこら辺の経緯もなかったのですか。

○当間清勝土木建築部長 それが行政審査でも一番のポイントでございまして、やはり当初のときから、請負比率を掛けることを書面で合意する必要があったことと、現在、県で検討していますが、工事の最初の特記仕様書に、入札の段階で、変更にあたっては請負率をしっかりと乗じますということの特記仕様書に打ち込んで、契約事項ということでやる方法を検討しております。この時点では、その取り決めがなされずに、現場だけが先行してしまったのが実情です。

○新垣清涼委員 先ほど大原則だとおっしゃっていましたが、それが大原則なのだから、やはり変更の場合は契約したときの率でやりますというのは、しっかりとあるべきだと思うのです。それがなされていなかったということが一番大きなミスになっています。それでも協議が整わないときには、皆さんは協議をして、請負代金の変更は双方で協議をして決めることになっています。それも14日以内に整わない場合には、発注者が変更後の金額を定めて、受注者に通知することがうたわれています。それがなされていないということですが、なぜですか。

○当間清勝土木建築部長 合意ができたということで、これは当時の南部土木事務所長の参考人招致のときに、それは言及しております。当時は業者が13億円を請求してきました。県は新たな工種で計算しても10億円が限度ですということで3億円譲歩していただいて、協議が整ったということで、その請負率—契約約款第24条の甲からの設計額の提示はしてございます。合意がなされて、通常の形で協議が整って、随意契約にしたということでございます。

○新垣清涼委員 そうしますと、新たな契約は10億円になっているのですか。

○当間清勝土木建築部長 少しわかりづらいのですが、増工事は10億円ございましたが、安全のためにトンネル工事を先行して、ある程度覆工までやった時点であれば、このトンネルはある程度安全だということで、その残りの補強コンクリートとか、通常のトンネル表面部分のコンクリート等については、別途翌年度工事で、一般競争入札で別の業者でもできるということで、一般競争入札にしてございます。この随意契約した分は当初は4.5億円で、変更して約4.9億円ぐらいまでいってございます。残りの5.1億円は次の年の一般競争入札で、残りの部分は別の業者が請け負ったという状況でございます。

○新垣清涼委員 それは、10億円の工事はもう終わっているわけですね。要するに、もう既に工事が終わっているものを皆さんは後で一終わっているけれども、これからの事業として出したということになっているのでしょうか。

○当間清勝土木建築部長 終わっている部分は、4.5億円の工事が変更して4.9億円まででございまして、残りの5.1億円分は一切終わっていませんでしたので、新しく発注して、一般競争入札で応募した業者が受注して施工したということで、一切工事はなされていない状況で発注してございます。

○新垣清涼委員 どうもなかなかこういう工事は、専門家ではないからよくわからないのだけれども、途中まで終わっている時点でそういう協議をなさったわけですよね。13億円のものも10億円でやりましょうという話が整ったけれども、終わっているのが4.9億円、残りの5.1億円については次に回したということですか。

○当間清勝土木建築部長 そのとおりでございます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

ここで、本日が本委員会での最後の出席になると思われる当間土木建築部長から、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

当間清勝土木建築部長。

○当間清勝土木建築部長 発言の機会をいただき、ありがとうございます。最後に申し述べたいと思います。識名トンネル不適切契約問題で多額の国庫補助金を返還するという事で、県民の皆様の信頼を大きく損ねる重大な事態となってしまって、土木建築部長として大きな責任を感じております。改めて心から深くおわび申し上げます。

現在、土木建築部としては一県全体でもやっておりますが、部としても集中的に、再発防止策に部を挙げて全力で取り組んでいるところでございます。今後、沖縄の振興に向けた社会資本整備に適正な事業執行で臨んでいくということを職員一丸となって、肝に銘じて頑張っていこうという決意でございます。それを果たすことが、私たち土木建築部の責務だと感じております。今後、そういうことで再発防止にしっかり取り組むことで、県民の皆様の信頼の回復に向けて頑張っていきたいと思っております。

私とはかわりますが、新しい部長のもと、新しい体制で心を入れかえてしっかり頑張っていきますので、今後とも土木建築部への御指導、御鞭撻のほどよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○中川京貴委員長 説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○中川京貴委員長 再開いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明 7月12日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 中川京貴